

歯09 歯科用研削材料  
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー（コード：16670000）

## MIダイヤモンドバー

### 【禁忌・禁止】

- 必ずソフトタッチ（フェザータッチ）で使用する。
  - 無理な角度、必要以上の加圧での使用は行わない。
  - 指定された目的以外には使用しない。
  - 損傷・変形等のあるものは使用しない。
- [バーが折れて患者又は使用者がけがをする恐れがあるため]

### 【形状・構造および原理等】

- 形状・構造  
歯科用ハンドピース又は歯科用回転駆動装置を接続できる軸に、ダイヤモンド粒子が付着した作業部を持つ。
- 使用回転数  
上限300,000回転/分

### 【使用目的又は効果】

歯牙を研削、研磨するために用いる。

### 【使用方法等】

- 使用前に予め洗浄・滅菌して乾燥させ、汚染を避けて保管しておく。
- 使用時に、本品を歯科用ハンドピース又は歯科用回転駆動装置に装着する。
- 回転させて、振れがないかを確認する。
- ソフトタッチで被切削物に押し付けて切削する。

### 【使用方法に関連する使用上の注意】

- ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- ハンドピース挿入に専用の治具が必要な機器は、必ず治具を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な圧力をかけてはめこまないこと。
- 予め患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認すること。
- 無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。MIダイヤモンドバーはネックが細く作られており、一般的なダイヤモンドバーと比べて大変折れやすいため、繊細なタッチで使用する必要がある。
- 歯牙切削時に、こじたりねじったりするような力を加えることや、急激な回転数の変更はしないこと。
- 歯髄為害防止のため、十分な注水下にてソフトタッチ（フェザータッチ）で使用する。

### 【使用上の注意】

- 指定の回転数を厳守して使用する。
- 損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり）、汚染等のあるものは使用しない。
- 本品の加熱や改造は行わない。
- 目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。もし本品または切削屑が目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
- 使用中の落下により、本品を患者が誤飲しないよう注意すること。本品を使用中に異常を感じた場合は直ちに使用を中止すること。
- 本器具は【使用目的、効能又は効果】の項に記載の用途以外には使用しない。特に、金属の研削は、ダイヤモンド粒子の剥離の原因となる。
- 本器具は、歯科医療有資格者以外には使用しない。

### 【保管方法及び有効期間等】

- 水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

### 【保守・点検に係る事項】

- 使用後は、歯科器具用防錆洗浄剤を用いて付着物を十分に除去した後、オートクレーブ、ケミクレーブ、乾熱滅菌又はEOGによる滅菌を行い、よく乾燥させて保管すること。  
なお、過酸化水素水は、金属腐食の原因となるので使用しない。
- 本品を洗浄・消毒する場合には手袋等を着用すること。
- 超音波洗浄器を用いる場合は、バーが互いにこすれあって損傷しないよう、バーホルダーを使用すること。
- 消毒液、消毒剤、滅菌器については、各製造業者の指示に従い正しく使用すること。

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者  
株式会社 ビーディーアール  
愛知県名古屋市中白区原4-106